

長妻昭厚生労働大臣

(代読: 平野良雄厚生労働省 労働基準局 安全衛生部長)

建設業における労働災害の発生状況は、関係者のご尽力により、長期的には減少傾向にあり、昨年は過去最少の死亡者数となりました。しかしながら、今なお全産業の死亡災害の約 3 分の 1 が建設業において発生している状況にあります。また、最近では社会的に注目を集めるような、重大・重篤な労働災害も発生しているところでもあります。このような状況は、人命尊重の立場からも、また、我が国の産業の健全な発展の観点からも、看過し得ないものであります。

このような状況に対応するため、厚生労働省としては、平成 20 年度を初年度とする第 11 次労働災害防止計画を策定し、死亡災害等の減少や定期健診診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけることを目標として掲げております。なかでも、墜落・転落災害の防止につきましては、重点事項の一つとして、取組を積極的に進めることとしております。その一環として、本年は、労働安全衛生規則の改正を行い、足場等からの墜落防止措置の充実を図るとともにその周知徹底を図っているところでもあります。さらに、足場上での作業の安全性をより一層高めるため、手すり先行工法や働きやすい安心感のある足場の使用を進めているところでもあります。

皆様方におかれましては、本大会を通じて、墜落・転落災害防止対策の徹底をはじめ、職場における安全衛生管理の重要性の認識を深めていただくとともに、各事業場における、労働者の安全と健康を最優先する企業文化の確立に向けてのご尽力をお願いする次第です。